

死刑執行と情報公開

三二〇六字

まず最初に、死刑の執行とその情報公開について伺いたいと思います。

私は、死刑制度を維持すべきであるという考えに立っているというところをあらかじめ申し上げた上で質問させていただきます。個々の細かいことについては事務局から御答弁いただき、大臣には最後に御感想と全体的な御意見を伺いたいと思っております。

九月十六日の夕刊各紙に、大阪拘置所で北川晋死刑囚に対する死刑が執行されたという内容の記事が載っています。ただ、法務省が発表したのは、きょう死刑確定者一名に対して死刑の執行をしたというだけで、対象者の名前も拘置所名も記されていない、そういう発表の仕方でございます。新聞記者の取材に対して認めるという形で記事が書かれているわけです。

私は、このことに関して言うと、被害者の遺族の方々の感情からしても、また社会正義の最後のとりでとしての立場から、だれに對して執行したかの情報はきちんと法務省が責任を持って公開すべきものである。新聞記者がどこからか情報を入手して、それをぶつけて、それに対してうなずく、そういう形で明らかになるのではなくて、きちんと責任を持って公表すべきだと考えておりますが、なぜ公表しないのかということ。もう一つ、まとめて伺いたいのは、現在、死刑が確定している人は何人いるのか。この二つについてま

ず伺いたいと思います。

大林政府参考人 死刑執行の事実を公表することにつきましては、執行を受けた者やその関係者の名誉やプライバシーを損なったり、他の死刑確定者の心情の安定を害するおそれがあるなどの問題があり、死刑の執行を受けた者の氏名等については公表を差し控えることとし、死刑執行の事実及び執行を受けた者の人数のみを公表しております。

その一方で、委員御指摘のとおり、死刑執行の事実を知りたいという被害者、御遺族の御要望があることも承知しておりますけれども、法務省から死刑執行の事実をお知らせすることが、かえって御遺族の方々の心情や生活の平穩を害することも考えられるところでございます。法務省としては、いかなる対応が可能か、引き続き検討してまいりたい、このように考えております。

それから、今、死刑確定者についてお尋ねでございます。平成十七年九月三十日現在の死刑の裁判が確定した旨の報告があつた死刑確定者は、七十四名でございます。

松島委員 今の御答弁には、本人の名誉その他云々とございました。これは判決が出ているわけです。判決に対して執行するのは国の責務であると私は考えます。これについて名前を言わないというのは、単なる逃げではないか。

もちろん、被害者の遺族の方の中には、例えば配偶者を殺された後、悲しみの中から立ち上がって再婚された方もいらっしゃるでしょうし、いろいろな方がいらっしゃるでしょうから、一人一人、遺

族の方にわざわざ電話や手紙で伝えるのがいいのかどうか、それは悩むことだと思えます。

しかし、社会に対する公表という、みんな、ひどい犯罪だと犯罪を憎み、そして犯人を憎み、その結果、判決が出たときにほっとする。これは遺族だけでなく社会全体の、悪いことをしたら社会に対してこれだけのことを、見ず知らずの人を殺したらこういふ結果になるといふことは判決のときにみんなわかって、ただそれは判決で確定するものではなくて、きちっと執行されて初めて確定するものだと思っております。

その観点から申しますと、公表しないというのは、私は逃げであると思っております。そして、新聞記者の質問に対しては仕方なく答える、これも逃げ以外の何物でもないと思っております。

さらに、七十四人の確定者がいらっしやると伺いました。そして、私は調べましたら、刑事訴訟法四百七十五条の二項、これによりますと、判決確定の日から六カ月以内に死刑の執行をしなければならぬということになっていきます。

確かに、その条文の中には、再審の請求などがされて手続が終了するまでの期間や共同被告人に対する判決が確定するまでの期間は算入しないことになっておりますが、しかしそれにしても、この七十四人のうち、そういった例外を除いても、死刑確定から六カ月を超している人は何人いるんでしょうか。そしてまた、平均はどれくらいで、最長の人は確定から何年になっているか、ここまで伺いたいと思えます。

大林政府参考人 死刑確定者につき、判決が確定してから六カ月を超える者は七十名でございます。判決確定後現在に至るまでの平均期間は、約八年三カ月でございます。

今、最長の者とはいってお尋ねございましたが、これにつきましては、個々具体的な死刑確定者に関する事項に及ぶことになりまして、お答えを差し控えさせていただきます。このように存じます。今の最長とおっしゃっているものが、最長ということである程度その対象者あるいは犯罪が特定されるような問題もいろいろございますので、最長者ということについてはちょっとお答えを差し控えさせていただきます。このように思います。

松島委員 非常におかしいと思えます。

平均が八年三カ月であるということも、さきの法律を私が読み上げましたように、六カ月が基準でございます。いろいろな例外があったにしても、平均が八年三カ月というのは、これは怠慢です。法律違反を犯していることになると思えます。

そしてまた、最長について、特定されるからということでございます。私は一貫して、人権というものはまず被害者のためにあるべきものである、裁判の過程においても、その後の刑に服するということについても、犯罪者については第二次的なものであると私は考えて、この委員会でも発言してまいりました。

逆にその死刑囚の人にとってみても、たなざらしになるといふことは、六カ月という規定がありながらもどんどんそれを過ぎていくということ、ひょっとしたら自分は執行されないのではないかと

いう期待が生まれたり、あるいは、いつなんだろうか、いつなんだろうかという不安に駆られたりするのでないかと私は推測いたします。

法律はきちんと守って初めて法務省の存在意義があるのではないかと。法務省がこのような大幅な法律違反を繰り返しているということとは、私は大変問題であると考えます。これについては、最後に大臣に御見解を伺いたいと思います。

死刑執行は、年間数件もないくらいだと思いますが、そうしたらだれから順番にしていくのか、これで不公平が生じると思うのですが、基準は一体何でしょうか。

大林政府参考人 死刑判決が確定した場合には、法務大臣の命令によってその執行をしなければなりません、原則として、死刑判決が確定した順に検討を行い、個々の事案につき関係記録を十分に精査し、刑の執行停止、再審、非常上告の事由あるいは恩赦を相当とする情状の有無等につき慎重に検討し、これらの事由等がないと認められた場合に初めて死刑執行命令を発せられることになり、慎重に対処しているところでございます。

松島委員 今のお話を伺っておりますと、平均八年三カ月というのが、恐らくこれからまずとその状態が続く、そしてまた、死刑確定者で六カ月を超して未執行者が七十人という状態が大体このまま続くと思います。これはやはりおかしいと私は思います。

死刑が確定するということは、最近では厳罰を求める世間の常識が反映されるようになりまして、一人殺しても死刑になる判決も出て

おりますが、これまでは通常、複数の人を殺して初めて死刑の判決が出る、死刑が確定する、それが一般的でございました。今既に確定している人はほとんどがそうだと思います。被害者の遺族の多くの方々が犯人に対する極刑、死刑を望み、死刑の判決が出たら、ほっとして涙ながらに仏前に御報告するというケースもたくさんあると思います。

しかし、この判決の確定で事が済むのではなくて、執行されて初めて完結するわけです。法務省、法務大臣がその務めを全うすることで、社会秩序、社会の安寧、これは遺族だけでなく、真つ当に生きる多くの国民の信頼を維持することができるのではないかと私は思っております。法務大臣の任につかれた方にとつて、恐らく精神的に一番きついのがこのことではないかと思えます。また、かつては、宗教上の理由で自分は判を押せないと言って忌避された大臣がおられました。私は、こういう方は法務大臣を受けるべきではないと